

豊島区立障害者福祉施設での 医療的ケアの実施について

(ご家族の皆様へ)

医療的ケアの内容

1. 吸引
2. 経管栄養
3. 薬液の吸入
4. 導尿・自己導尿の補助
5. 酸素管理
6. 気管カニューレ(切開部)の衛生管理
7. 血糖値測定
8. 経鼻咽頭エアウェイの管理
9. 胃ろう部・腸ろう部の管理
10. その他主治医の指示に基づいて行うもの ※1
11. その他個別の状況に合わせて判断 ※2

※1 軽微な医療行為を想定しております。

※2 施設の状況及び本人の状態によってはお受けできないケースもございます。
詳しくは施設までお問い合わせください。

医療的ケアの流れ

通所のための準備

- 学校・区職員に今後の進路相談
- 体験実習(2年時)
- 現場実習(3年時)
- ※ 北療育医療センターの通所申込期限は9月迄
➔ 本人の進路のため、同時並行を推奨します。

医療的ケアの準備

- 医療的ケア実施要綱に基づいて、
申請書・指示書・意見書を準備する。
- 必要に応じ区・施設と情報交換。

申請準備

通所の可否の決定を行う

通所決定後

- 施設職員と一緒に主治医のもとへ通院。
- 施設と通所前のアセスメント面談
- その他施設と情報交換しながら通所に向けて準備を進める。

通所準備

通所開始

通所開始後

- 施設が作成した、医療的ケア実施手順書(マニュアル)の確認を行う。
- 施設が準備した健康チェック表に日々情報を記入
- 施設職員に対し医療的ケアの手順を保護者が説明。
- 手順書通りのケア内容で問題なければ、同意書を施設に提出する
➔ 同意書提出後は本人1人で登所可能です。

医療的ケア
実施準備

【医療的ケアを安全に実施するために】

- ・施設では看護師が医療的ケアを行います。医療的ケアを安全に実施するために次のことをお願いいたします。

(1) 通所まで：

体験実習を行い、通所について施設・学校・区職員等と十分な相談を行うこと。

(2) 準備期間：

- ① 医療的ケアに必要な受診・研修等に協力すること。
- ② 必要な薬剤・医療器材等を用意し、必要に応じて負担及び管理すること。
- ③ 緊急時の医療体制について、主治医との連絡調整を行うこと。

(3) 日々の連携：

- ① 常時連絡が取れる体制を確保し、必要な場合は施設からの要請に応じること。
- ② 外出時や宿泊訓練時の医療的ケアの実施については、施設の判断に応じること。
- ③ 体調が安定しないとき、又は医療的ケアの内容や頻度に変化があった場合は、医療的ケアの中止に応じること。

【特別支援学校との違い】

- ・施設の看護師が、指示書の内容に関する研修を主治医から受け、マニュアルを作成し、保護者立会いのもとで医療的ケアを試行します。
- ・現場の医療的ケアの相談・助言をしてくれる指導医はいません。

【緊急時の対応】

- ・指示書により対応しますが、緊急時には救急車の要請となります。

☆ 施設の状況について確認したい場合

目白生活実習所
03-3953-4194

☆ 受給者証等の相談・手続きについて

身体障害者支援第1G
03-3981-2141
身体障害者支援第2G
03-4566-2442

